

## 未管理著作物裁定制度の進捗状況について

2025年12月  
文化庁著作権課  
著作物流通推進室

# 未管理著作物裁定制度の概要



過去の作品や個人クリエイターが創作しインターネット上に掲載したコンテンツであつて著作権者等と連絡が取れないもの等、許諾を得て利用することが難しいコンテンツについて、適法な利用を促し、それにより発生した対価を著作権者等に還元する仕組みとして未管理著作物裁定制度を創設。

## Point 1: 裁定の対象

集中管理がされておらず、その利用可否に係る著作権者等の意思が明確でない著作物が対象。

## Point 2: 効果

文化庁長官の裁定を受け、補償金を支払うことで、时限的な利用を可能とする。

## Point 3: 権利者への対価還元

著作権者は、自らの著作物が利用されているとわかった場合には、請求することにより时限的利用を停止させることができ、利用されていた間の補償金を受け取ることができる。

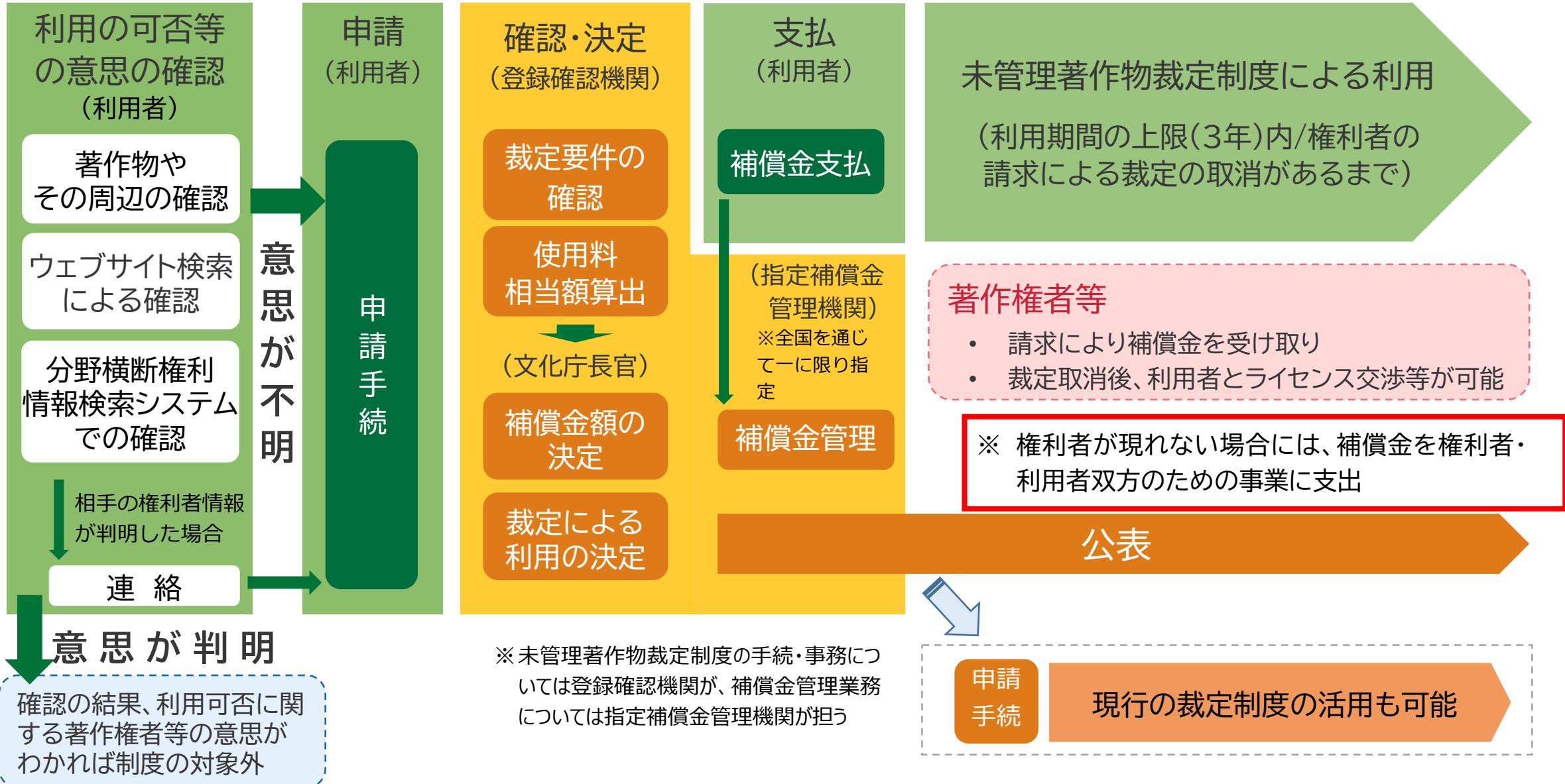
## Point 4: 民間機関による事務の実施

新制度の手続は、利用者にとって簡素で一元的な権利処理となるよう、文化庁長官による登録や指定を受けた民間機関(登録確認機関・指定補償金管理機関)が担うこととする。

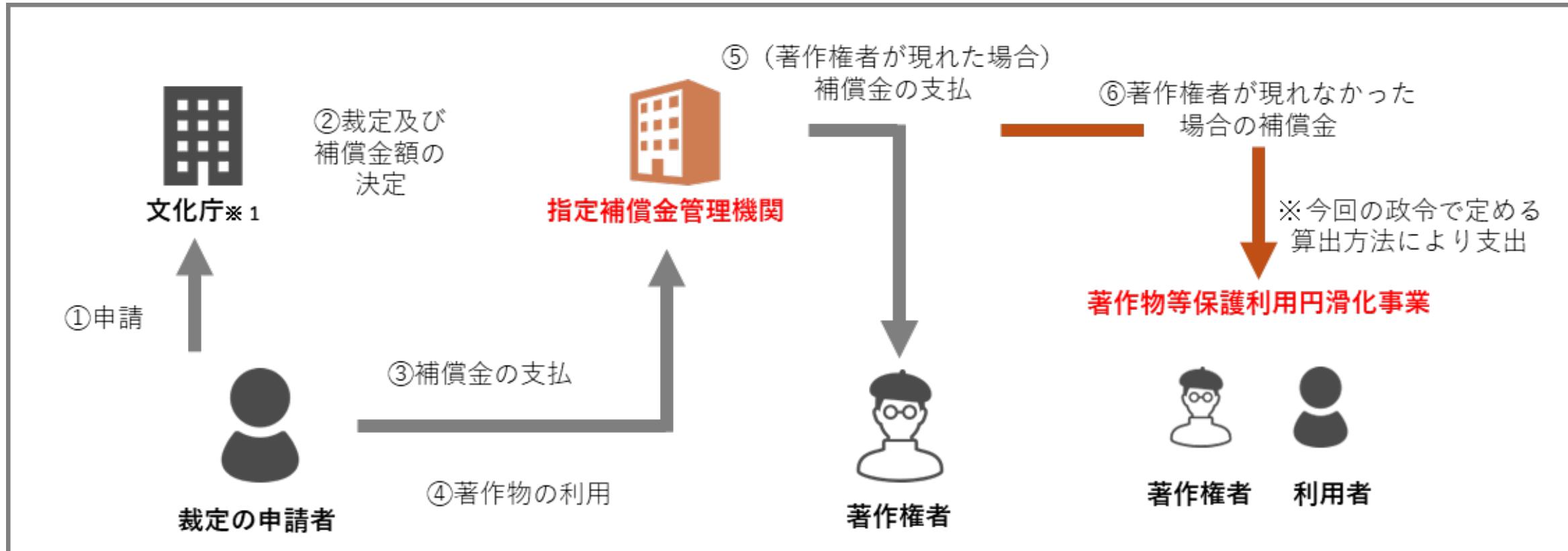
## Point 5: システムの構築

著作権者等の効率的な探索を可能とする分野横断権利情報検索システム等の構築

# 未管理著作物裁定制度(手続の流れのイメージ)



## (未管理著作物裁定制度の流れイメージ)



# 指定補償金管理機関及び登録確認機関

## 指定補償金管理機関

- ・ 現行裁定制度及び未管理著作物裁定制度における補償金等の受領・管理や権利者等への支払を担う機関。
- ・ 収受した補償金は、権利者への対価還元に充てられるとともに、**その一部は、権利者・利用者全体の利益に資する事業に支出する。**
- ・ 全国で一個に限り指定される。

## 登録確認機関

- ・ 未管理著作物裁定制度における①裁定申請の受付や②要件確認、③使用料相当額の算出に関する事務を担う機関。
- ・ 流れとしては、この機関が利用者の申請を受け、上記①～③の事務を行った上で、文化庁に当該利用申請を送付→文化庁長官が裁定する。
- ・ ③使用料相当額の算出については、補償金の算出方法を含む確認等事務規程を登録確認機関が定め、文化庁長官の認可を受けることが必要。今後、登録確認機関において著作権等管理事業者等の意見聴取を実施予定。

# 指定補償金管理機関・登録確認機関

窓口組織となる指定補償金管理機関・登録確認機関の公募を行い、令和7年10月21日付で  
公益社団法人著作権情報センター（CRIC）を指定・登録した

## **指定補償金管理機関**

<業務>

現行裁定制度・未管理著作物裁定制度の補償金の收受・支払等。

收受した補償金の一部により、著作権者等全体の利益のための「著作物等保護利用円滑化事業」を実施。

## **登録確認機関**

<業務>

未管理著作物裁定制度の申請の受付・要件の確認・使用料相当額の算出

※機関の数に上限はないため、公募は継続

# 利用者マニュアル(概要版)の策定

- ・ 現行裁制度においても、利用者による申請手続が円滑に進むよう、現行裁制度の解説や、申請に当たっての注意事項、必要書類をまとめた「裁定の手引き」を文化庁において公表。
- ・ 未管理著作物裁制度の施行を見据え、この「裁定の手引き」の改訂を年度内に予定。
- ・ それに先立って、制度施行当初から利用者が円滑に利用申請等の手続を行えるよう、本制度の概要や手続の流れ等を示した概要版を、年内に公表予定。

裁定の手引き  
～権利者が不明な著作物等の利用について～



令和5年9月  
文化庁著作権課

# 令和8年度の施行に向けて準備中

※時期は現時点での想定

